

○国土交通省令第九十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置(第二十二条)</p> <p>第六節 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置(第二十二条の二)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第五節 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置</p> <p>第六節 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)</p> <p>第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置(第二十二条)</p> <p>第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置(第二十二条の二)</p> <p>第二章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置</p> <p>第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)</p> <p>第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない</p>

ならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

		(ろ)				(い)		
(略)		機器表		(略)		配置図	(略)	図書の種類
(略)			(略)					
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備		(略)			(略)	明示すべき事項
(略)			(略)	(略)		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置	(略)	

ならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

		(ろ)				(い)		
(略)		機器表		(略)		配置図	(略)	図書の種類
(略)			(略)					
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		(略)			(略)	明示すべき事項
(略)			(略)	(略)		空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置	(略)	

(は)		機器表		制御図		各階平面図		系統図	
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の種別	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先

(は)		機器表		制御図		各階平面図		系統図	
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備
空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の制御方法	(略)	(略)	空気調和設備等以外のエネルギー	消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先

	層の向上に資する建築設備	、位置、仕様、数及び制御方法
--	--------------	----------------

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)  
 第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)  
 第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかでない変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋  
 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限

	上に資する建築設備	、仕様、数及び制御方法
--	-----------	-------------

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)  
 第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)  
 第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかでない変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋  
 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限

度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第75条 (略)

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關

度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第75条 (略)

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基

し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

附則第3条

10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 (略)

様式第三十二 (第二十二条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

附則第3条

10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 (略)

様式第三十二 (第二十二条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2・3 (略)  
第30条
- 4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (略)  
第75条 (略)

様式第三十二の二 (第二十二条の二関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2・3 (略)  
第33条

- 2・3 (略)  
第30条
- 4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建築主の事務所その他の事業場若しくは特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (略)  
第75条 (略)

様式第三十二の二 (第二十二条の二関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2・3 (略)  
第33条

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 (略)  
第75条 (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第六面)

2. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画  
(略)

3. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期  
(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑧ (略)

4. (略)

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 (略)  
第75条 (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画  
(略)

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期  
(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑧ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ②・③ (略)
6. ～8. (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ②・③ (略)
6. ～8. (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 (略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第58条 (略)  
第75条 (略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー

第75条 (略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第58条 (略)  
第75条 (略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格 A列 7番)

(略)  
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物主等に対し、特

消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第58条 (略)  
第61条 (略)  
第75条 (略)

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)  
第58条 (略)  
第61条 (略)  
第75条 (略)

第二条～第六条  
(略)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

### 第二条 (略)